

医療法人の持分に係る裁判例

1. 平成10年裁判例

- ・東京地裁 平成6年3月24日判決
- ・東京高裁 平成7年6月14日判決
- ・最高裁 平成10年11月24日判決

(1) 事件の概要

退社した社員の持分払戻請求に対し、「退会した会員は払込済出資額に応じて払戻しを請求することができる」との定款の規定について、医療法人が脱退社員の払込済出資額そのものと限定的に解釈し、払戻の価額について争われたもの。

(2) 判決内容

一審では脱退社員の主張が認められ払戻の価額が金5億4686万2417円とされたが、二審では、同社員が医療法人の設立後11年を経過して出資し社員となっていることから、同社員の出資時における資産総額に対する同社員の出資額の比率に応じて退社時の医療法人の資産の払戻しを受けるとし、金588万3696円とされ、最高裁において確定したもの。

平成六年三月
四日判決言渡
口日原本領収
裁判所書記官

昭和六三年の第 号 会員持分払戻請求事件

判 決

千葉県 市

原 告

右訴訟代理人弁護士

右訴訟 代理人弁護士

東京都

被 告 医療法人社団

右代表者理事

右訴訟代理人弁護士

主 文

- 一 被告は、原告に対し、金五億四六九六万二四一七円及びこれに対する昭和六三年四月一日から支払済みに至るまで年五分の割合による金員を支払え。
- 二 原告のその余の請求を棄却する。
- 三 訴訟費用は被告の負担とする。
- 四 この判決は第一項に限り仮に執行することができる。ただし、被告が金一億円の担保を供するときは、右仮執行を免れることができる。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

一 請求の趣旨

1 被告は、原告に対し、金五億六〇二四万三二〇三元及びこれに対する昭和六三年四月一日から支払済みに至るまで年五分の割合による金員を支払え。

平成10年裁判例（東京地裁 平成6年3月24日）

- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 仮執行宣言。

二 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- 3 仮執行免脱宣言。

第二 当事者の主張

一 請求原因

1 被告は、昭和三四年三月一九日に設立された医療法人社団であり、科等を専門とする 病院を経営している。

2 原告は、昭和四五年五月二六日に被告の会員となった者であるが、入会の

際、被告に対し、出資金として金五〇万円を支払った。

3 被告定款第八条には、「退会した会員は、払込済出資額に応じて払戻しを請求することができる。」と定められている。

しかして、右の規定は、退会した会員が、退会時の被告の純資産額に、その時の出資総額に占める退会する会員の出資額の割合（以下「持分割合」という。）を乗じて算出される額の払い戻しを請求できるとしたものである。

なぜなら、第一に、右定款の「払込済出資額に応じて」という文言は、文理上、退会した会員の退会時における払込済出資額の、出資総額に対する割合に応じて、と解すべきことは明らかであり、仮に被告の主張するように払込済出資額そのものを払い戻すとの趣旨であれば、「払込済出資額を」と直接的に規定するはずだからである。

第二に、医療法人社団に出資して社員たる地位を取得した者に対して、解散の際の残余財産分配請求権や退社による払戻請求権などの形で法人の財産について実質的所有者としての持分が認められている場合には、退社による払戻がその持分の清算である以上、社員の退社に伴う払戻額は、被告の主張するような払込済出資額そのものであるはずがなく、法人の純資産額を基礎とすべきことは当然のことだからである。

第三に、経営の失敗等により、純資産額が出資総額を下廻った場合、出資持分の評価としては、被告の立場からしても、出資額ではなく純資産額を基礎とすることになるであろうが、資産の減少をみたときは純資産額によってこれを評価し、資産の増加をみたときは出資額によってこれを評価せよというのは矛盾であり、この点からも、出資持分の評価は純資産額を基礎として

行うべきだからである。

4 原告は、昭和六三年三月三十一日、被告から退会した。

5 原告退会時における原告を含めた被告会員の出資総額は、金四五万三〇九四円である。

また、右の時点における被告の純資産額は以下のとおりである。

(一) 積極財産 合計金五九億六二二四万七六三二円

(内訳)

(1) 流動資産 金三億九三〇三万六一〇二円

(2) 固定資産

① 土地(時価) 金四三億八〇八八万円

② 建物(時価) 金一〇億二二五六万七〇〇〇円

- ③ 土地建物以外の有形固定資産 金一億六二三〇万三〇七五円
- ④ 無形固定資産 金一六七万一四五五円
- (3) 投資金 金一七九万円

(一) 負債 合計金八億四九三五万九三二〇円

(二) 差引純資産額 金五一億一二八八万八三一二円

なお、右のうち、土地建物の時価は本件訴訟における鑑定の結果に従い、その他は、被告の昭和六三年三月三十一日現在の貸借対照表によった。

6 したがって、原告は、被告定款第八条に基づき、原告退会時における被告の純資産額金五一億一二八八万八三一二円に、原告の持分割合である四五六万三〇九四分の五〇万を乗じて算出される金額である金五億六〇二四万三二〇三円の払戻請求権を有するところ、昭和六三年三月三十一日、被告から退会

するにあたり、被告に対し、その定款第八条に基づく持分の払戻を請求した。
7 よって、原告は、被告に対し、被告定款第八条に基づく持分の払戻として金五億六〇二四万三二〇三円及びこれに対する弁済期の翌日である昭和六三年四月一日から支払済みに至るまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求めらる。

二 請求原因に対する認否及び被告の主張

1 請求原因第1項及び第2項の事実は認める。

2 同第3項のうち、被告定款第八条が原告主張の文言である事実は認め、その趣旨は以下のとおり争う。

(一) 被告定款第八条にいう「払込済出資額に応じて」の意味について、被告においては、払込済出資額そのものをいうものと解釈されてきた。すなわ

ち、昭和三四年三月一九日被告設立以来の会員であり、同日金一一八五万八五一〇円を出資した訴外　　が昭和四〇年五月八日に死亡した際、遺族に対して右同額の金銭を払い戻したことがあるが、他にこれと異なる取り扱いをしたことはない。

医療法人社団において、退社の場合に出資額の払い戻しをするか否か、また、いかなる範囲で払い戻しをするかは、法人の自治に委ねられており、定款の規定及びその解釈の問題である。被告における解釈は右のとおりであり、そのとおりに運用されてきた。

また、実質的な面からみると、医療事業は国民の健康保持という目的と直結する公共性を有するが故に、医療法人はその業務を行うに必要な資産を有しなければならず、剰余金の配当は禁止されるうえ、被告についてい

えば定款第一一条により不動産その他の基本財産は原則として処分が禁止されている。これらの制約のもとで、もともと医療法人制度の立法趣旨は、医療事業の資金調達を容易にし、事業の永続性を確保することにあつたのである。

更に、およそ、団体が、その構成員に対し、団体からの中途脱退を認め、かつ、その際、既出の出資の払戻を認める制度がある場合には、解散による残余財産分配とは異なり、団体の事業の継続を前提として、制度の運用がなされるべきことは当然の法理といふべきである。なぜならば、団体は、対内的、対外的に、多くの権利義務関係におかれており、また、団体が解散により消滅するについては、これらの権利義務関係を公平に処理する必要があり、そのため、解散事由や解散後の清算手続、その一環としての残

余財産の分配などが詳しく法定されているのであるが、構成員の脱退による出資払戻は、団体の内部関係の問題であって、これによって、他の権利義務関係、特に外部関係者を害することは認めべきではなく、また、解散・清算手続を潜脱することも許されないからである。特に医療法人においては、現に患者の診療や入院施設としての使用等がなされているのであるから、中途退会に伴う出資払戻請求があるからといって、解散・清算の場合と同じ平面で取り扱うことが許されないのは一層明白であるといわなければならない。

出資払戻については、事業の継続を前提とすべきであるとの命題は、出資払戻に関連する法規や定款の解釈指針となすべきである。

これらのことを考慮するならば、被告における従来の解釈運用は正当と
いふべきである。

(2) 原告がその主張の理由とするところ(請求原因第3項第二文以下。)の第一については、被告定款第八条を文理的にみても、出資額そのものを払い戻すことも「払込済出資額に応じて」払い戻すことの形態であり、これに含まれるといふべきである。

また、その第二について、そもそも問題は、持分払戻の計算基準が何かということであるから、それに対して「持分の清算である以上」というだけでは何事をも説明したことにはならないし、原告の結論たる「社団の純資産額を基礎とすべき」ということの理由説明にもなっていない。

更に、その第三について、被告の立場では、純資産額が出資総額を上廻ろうが下廻ろうが、退会に伴う出資払戻請求権は払込済出資額そのものを

いうのであり、純資産額が出資総額を下廻っていても、それは、一定の請求の実現にあてられる責任財産の有無の問題であって、出資払戻請求額には何ら関係がないのである。

(三) 仮に、原告主張のように、出資持分を正味資産についての総出資額中の自己出資額の割合で求める方式をとるとするならば、原告の入会した昭和四五年五月二六日の直前におけるその余の会員の出資額総額は、その時点における被告の資産の額とならなければならない。なぜなら、原告以外の会員は、全て昭和三四年三月一九日の被告設立時に出資したものであるのに対し、原告のみは設立から一年も後に出資したものであって、その価値は同じではないからである。

以下、仮に出資金払戻請求において、出資額そのものでなく、何らかの方式により出資額とは異なる金額を算出するとすれば、いかなる範囲の額となるか試算する。

① 鑑定による土地建物の評価額に基づく試算

本件訴訟における鑑定の結果によると、昭和四五年五月二五日の時点において被告が有していた土地及び建物の評価額総合計は、金五億二五二九万三〇〇〇円であり、これを被告の同年三月三一日現在の貸借対照表（なお、右貸借対照表中の出資金には、原告の出資金五〇万円が含まれている。）の土地及び建物の価額におきかえると、原告入会時における被告の純資産額は、金四億二八〇三万四五六三円となる。

しかして、前述のとおり、原告の入会の直前におけるその余の会員の出資額総額は、その時点における被告の資産の額となるべきであるから、

原告の持分割合は、四億二八〇三万四五六三分の五〇万となる。

これを、後述する原告退会時における被告の純資産額金四九億九一六八万一八四四円に乗ずると、被告が原告に払い戻すべき額は、金五八三万〇二八四円と試算される。

② 登記上の資産の総額に基づく試算

商業登記簿上登記されている昭和四五年三月三十一日現在の被告の資産の総額は金二二七四万二六二九円である。これを、原告入会直前における被告の資産の額の近似値として採用し、前述の方法で原告の持分割合を算出すると、二二七四万二六二九分の五〇万となる。

一方、原告が退会した昭和六三年三月三十一日の時点における登記簿上の被告の資産の総額は金四億六九六九万一三四八円であるが、これには

原告の退職慰労金三八〇〇万円の支払債務が計上されていないので、同額を控除すれば金四億三一六九万一三四八円となり、これに原告の右持分割合を乗ずると、払戻額は、金九四五万四〇四〇円と試算される。

③ 相統税財産評価に関する基本通達による医療法人の出資の評価に基づく試算

相統税財産評価に関する基本通達に基づき、類似業種比準方式によって昭和四五年三月期における被告の純資産額を評価すると、当時の出資総額金四〇六万三〇九四円の七・六倍、すなわち、金三〇八七万九五一四円となる。そして、この時点で原告は金五〇万円を出資したのであるから、原告の持分割合は、三一三七万九五一四分の五〇万となる。

昭和六三年三月三十一日期も同様の基準で評価すると、出資総額四五六

万三〇九四円の一二・七倍である金五億五九八万九一六三三円が被告の純資産額となり、これに原告の右持分割合を乗ずると、払戻額は、金八九〇万二二七六円と試算される。

④ 株式投資による試算

昭和四五年三月において、東京証券取引所の特定銘柄八銘柄に分散して金五〇万円を投資した場合、右の金五〇万円の投資は、昭和六三年三月において、株式会社自体の値上がり及び配当金を合計すれば、金六七七万五〇〇〇円に増加すると試算される。

公共性を有する医療事業への出資が、株式投資の場合の増加率を超えて増加するとは考えられないのであり、原告の請求がいかに同時期の日本の経済社会の実態とかけ離れたものであるかは言うをまたない。

⑤ 監査法人

による出資金払戻のための出資持分の試算

出資金の評価は、その評価目的によって、正当な結論を生み出す評価方式が探求されなければならない。中途脱退者の出資持分払戻にあたっては、事業の継続を前提としなくてはならず、更に本件では、医療事業の公共性も重視しなければならない。その他あらゆる要件を全て視野に入れ、被告の財務の実態に即して試算したのが監査法人による評価鑑定書である。

右評価鑑定書は、評価目的を、退会した会員への出資金払戻のための出資持分の算定と明示し、評価方法として、簿価純資産価額方式と収益還元方式の併用を採用して、評価時点昭和六三年三月三十一日における原告の出資持分を、金五八四万二三五〇円と試算している。

3 請求原因第4項の事実は認める。

4 同第5項のうち、原告退会時における原告を含めた被告会員の出資総額が金四五六万三〇九四円であるとの点は、右の出資総額の趣旨が、各会員が払い込んだ出資額の単純な合計をいうものであれば認める。

また、原告退会時において、被告の有する土地建物を時価で評価し、その余の積極財産及び負債を昭和六三年三月三十一日現在の貸借対照表によつた場合の被告の純資産額が金五一億一二八万八三一二円であるとの点は否認する。

右の貸借対照表に掲げられた造作設備金一億〇一七八万一九八二円の中には、病室床替、排水設備、電気設備などの額八三二〇万六四六八円が含まれているところ、これは建物に付加された価値であつて建物の時価に含まれて

いるから、土地建物以外の固定資産の額は、これを控除した金七九〇九万六六〇七円としなければならない。更に、原告は、負債として右貸借対照表上の負債合計八億四九三万九三二〇円をとっているが、右以外に、被告は、原告との間における東京地方裁判所八王子支部昭和六二年回第 号事件につき成立した訴訟上の和解に基づき、昭和六三年三月三十一日、原告に対して退職金及び功労金として計三八〇〇万円の支払債務を負つたのであるから、これも負債として計算すべきである。

以上のとおり修正すると、被告の純資産額は、金四九億九一六八万一一八四四円となる。

5 請求原因第6項のうち、原告が、昭和六三年三月三十一日、被告に対し、その定款第八条に基づく持分の払戻を請求したとの事実は否認し、その余は争

う。

6 同第7項は争う。

三 被告の主張に対する原告の反論

請求原因に対する認否及び被告の主張の第2項の(一)について、持分の払戻をするか否か、いかなる範囲で払戻をするかは、法人の自治に委ねられているとしても、それらの事項を定款に規定した場合に、その定款の解釈自体も法人の自治に委ねられるとはいえないのであって、被告の右主張には論理の飛躍がある。すなわち、法人の定款は、法人の債権者等の外部関係者にも利害関係がある事項や、法人の社員相互において利害が相反する事項をも規定しているのであるから、法人の定款の解釈も、法律行為の解釈の一として、公権力ある判断者としての裁判所に最終的な判断が委ねられており、それは、当該法人がその

定款をどのように解釈して来たのか、には全く関係がなく、裁判所がこれに拘束されるいわれがないことは言うまでもないことである。

また、医療法の医療法人制度の立法趣旨が被告の主張のとおりであるとしても、そのことから被告主張の解釈を導くことの必然性はないといふべきである。医療法人における剰余金の配当禁止は、あくまでも医療法人の社員が社員としての地位を有する間は配当を受けられないことを規定したものに過ぎず、医療法が医療事業の永続性までも保障していないことも明らかである。被告が引用する被告定款第一一条は、基本財産の処分を全く禁止するものではなく、被告の総会の決議を経て東京都知事の承認が得られた場合には、その処分が許されているものであるから、特に被告の主張の根拠になるものではない。

更に、団体の事業の継続性を前提とすること、あるいは、構成員の脱退によ

る持分払戻によつて他の権利義務関係、特に外部關係者を害することは認めらるべきでなく、解散・清算手続を潜脱することも許されないということから、何故、中途脱退の場合の持分払戻額が脱退者の払込済出資額そのものと解すべきこととなるのか、被告の主張の論理過程そのものが明らかでない。

そもそも、団体の構成員が中途脱退する場合の持分の払戻において、団体の事業の継続を前提として制度の運用がなされるべきことが当然の法理であるという被告の主張には何らの法律上の根拠もない。持分の払戻とは、団体の構成員が団体財産に対して有する分け前を金銭的に評価して返還することを意味するのであり、したがつて、脱退時の団体財産の評価額に対する中途脱退者の持分の比率に応じて払戻がなされることは当然のことであつて、払戻を受ける者の持分の比率が大きいために払戻額が多額になり、その団体の事業の継続が困

難になるかあるいは不可能となつてもやむを得ないことである。このことは、構成員の中途脱退を認める典型的な団体である合名会社、合資会社を考えれば明らかである。すなわち、合名会社、合資会社のいわゆる人的会社においては、社員相互の意思の不一致等により一部の社員が退社することによつて、団体の事業の継続が不可能になる事態は常に起こり得るのであつて、そのような事態が発生する可能性を払拭して、継続的な企業経営を可能にしたのが、社員の退社そのものを認めない株式会社制度なのである。そして、医療法人において、社員の退社による持分払戻を認めている場合に、退社する社員の持分の比率が大きいために払戻額が多額となり、医療法人が解散に至る場合も起こり得るのであつて、社員の持分の払戻が認められているものである以上、これはやむを得ないことなのである。

更にまた、被告は、団体の事業の継続を前提とするが故に団体が解散に至るような持分の払戻は認められるべきではないとの立場から、団体の構成員の中途退退における持分払戻は、その者の払込済出資額の返還を意味すると主張しているようであるが、そうであるならば、持分の払戻をしても団体が解散に至らない場合には、被告の立場においても、持分の払戻の請求者は、持分の払戻の本来の形である持分の比率に応じた団体財産に対する分け前の返還を請求できることになるのではなからうか。原告の持分の比率からみて、原告の持分払戻請求によって被告が解散に至ることがあり得ないことは明らかである。

四 原告の反論に対する被告の再反論

法律的規定に解釈はつききものであって、規定と解釈は一体のものである。しかも、私的自治の範囲内において、法人がある規定につき、いかなる解釈をな

し運用をしてきたのかの事実は極めて重要な意味をもつ。一方、裁判所が法律上の紛争に関し、法規や法律行為につき判断の権限をもつことは当然であるが、その際、裁判所は、現実社会における法人の解釈運用を、十分に尊重しなければならぬのである。

また、法の解釈は、論理的必然性云々だけで片付くものではなく、法規の解釈は、諸規定の立法趣旨、他の規定や法規の全体との整合性等を総合的に価値判断してなされなければならない。これを本件についてみれば、退会会員に払込済出資額そのものを払い戻すとの解釈運用は、医療法人の資産要件の維持、基本財産の原則的処分禁止の順守等によく適合するが、これと異なり、出資払戻に、いわゆる純資産価額方式をとり、異常高騰の土地評価額を資産額中に算入するとすれば、医療法人の剰余金の配当禁止を実質的に潜脱することになり、

また、基本財産を処分せざるを得なくなり、医療事業の永続性を害する結果となるのである。

なお、被告は、事業の継統という概念と、払込済出資額そのものの払戻とを短絡的に結び付ける主張をするものではない。付言すれば、被告における定款の解釈は、中途退社員に対しては払込済出資額を払い戻すこととされているが、仮に他の法人において、中途退社員に対する払戻額につきこれと異なる規定・解釈がなされている場合にも、事業の継統という概念は、なおかつ出資払戻制度の前提となるべきものである。

更に、法的構造の異なる合名会社や株式会社を一概に団体と称してみても正当な結論が出るわけではない。重要なことは、株式会社において、株主は株式の引受価額を限度とする出資義務を負うにとどまり、会社債権者に対しては何ら

責任を負わず、それ故会社財産の確保が、会社債権者のためにも会社のためにも必要だということである。医療法人の出資者は、出資額を限度とする有限责任であるから、この点においては、株式会社の株主と同じであり、したがって、この点からも医療法人の財産確保が強く要請されることとなるのである。

第三 証拠

本件訴訟記録中の書証目録及び証人等目録の記載を引用する。

理 由

- 一 請求原因第1項、第2項及び第4項の各事実は当事者間に争いがない。
- 二 請求原因第3項のうち、被告定款第八条に「退会した会員は、払込済出資額に応じて払戻しを請求することができる。」と定められている事実は当事者間に争いがない。

そこで、以下、被告定款の右規定の趣旨について検討する。

Ⅰ 各種の社団に法人格を付与する法律により社団の性格に応じてなされる強行的な規制に反しない限り、社員が社団に対していかなる権利義務を有するかは、それぞれの社団が自律的に決すべき事柄であるところ、医療法上、持分払戻については何らの規定もないのであるから、医療法人社団が定款によって脱退社員による持分の全部または一部の払戻請求権を認めることは何ら差し支えなく、仮に、脱退社員による右の請求権の行使によって当該医療法人社団の存続が危機に瀕するとしても、そのような事態を招く定款を自律的に作成した以上、やむを得ないことといわざるを得ない。

しかるところ、被告定款第八条の「退会した会員は払込済出資額に応じて払戻しを請求することができる。」との規定は、それ自体の文理からしても、

持分払戻請求権と同じく社団財産の分割請求権たる性質を有する解散時の残余財産分配請求権について「本会が解散した場合の残余財産は総会の採択を経て払込出資額に応じて分配するものとする。」と定める被告定款第三五条

(右定款の規定は成立につき争いのない甲第四号証により認める。)との整合性からしても、被告を退会した会員には、払戻額の制限なしの持分払戻請求権、すなわち、その払込済出資額に比例して、金銭をもってする社団財産の分割を被告に請求する権利があることを認めた趣旨であると解するのが相当である。

しかして、右の持分払戻において、退会会員が有する権利の度合である持分割合は、払込済出資額に比例するのであるから、払込済出資総額中に占める退会会員の払込済出資額の割合として計算される。

また、持分払戻に際しては被告の有する財産の価額を評価する必要があるところ、前記のとおり、持分払戻請求権が社団財産の分割請求権たる性質を有することに鑑みると、被告の財産の価額は、医療事業が存続することを前提とし、なるべく有利にこれを一括譲渡する場合の価額、言い換えれば、第三者が被告の行って来た医療事業を譲り受ける目的でその財産全体を買い取る場合に示すであろう価額を標準とすべきであって、少なくとも、財産を個々別々に売却した場合の価額（いわゆる時価。）を下るものではないといふべきである。

更に、右の持分割合の計算及び財産の価額の評価は、特に規定がない以上、持分払戻請求権の発生時である当該会員の退会時を基準としてなされるべきである。

2 被告は、被告において、その定款第八条は、退会会員に払込出資額それ自体の払戻を認めたものであると解釈・運用されており、右解釈・運用は、医療法人社団制度の立法趣旨が医療事業の資金調達を容易にし、事業の永続性を確保することにあることや、およそ持分の払戻を認める制度がある場合には、団体の事業の継続を前提として制度の運用がなされるべきであることなどを考慮すると、正当といふべきであると主張するところ、成立につき争いのない乙第二号証及び被告代表者尋問の結果によれば、被告は、設立以来の会員である訴外 平沼和四〇年五月八日に死亡して退会した際、その遺族に対し、払込済出資額そのものである金一一八五万八五一〇円を払い戻したことがあると認められ、これによれば、少なくとも、右の死亡当時、その持分払戻に關与した被告の理事は、定款第八条について被告主張

と同旨の解釈をとっていたことが窺われる。

しかしながら、被告定款第八条には、「払込済出資額を」ではなく、「払込済出資額に應じて」払い戻すことが定められているのであり、たまたま計算上払戻額が払込済出資額と同額になる場合であればともかく、常に払込済出資額の払戻で足りるとすることは、被告定款第八条の文意と著しく乖離しており、被告の理事が被告主張に沿った解釈をとった過去の例があるからといって、それが定款変更の手続を経ることなく直ちに原告と被告との間の法律関係を規律することにはならない。

なお、社団債権者の担保となるべき社団財産の確保が強く要請される場合には、法律上、出資の維持、充実に関する厳格な規定がおかれているのであり、かかる規定なくして、社団一般において、社員の脱退に伴う持分払戻の

制度がある場合に、社団の事業の維持を前提にして制度の運用がなされるべきことが当然であるとはいえないし、また、医療法の立法趣旨によって医療法人社団の有効な定款の文理と明らかに異なる解釈・運用を正当化することはできない。

3 また、被告は、設立時になされた出資と、その一一年後になされた原告の出資の価値は同じではないので、持分割合の計算において、原告の入会した昭和四五年五月二十六日の直前におけるその余の会員の出資額総額は、その時点における被告の資産の時価評価額として計算されなければならないと主張する。たしかに、資産の内容は事業活動とともに変動するし、同一資産であっても地価の変動等によって評価額は変動するから、出資の額が同一でも時期が異なれば社団の事業への貢献度は異なると考えられるので、持分割合

の計算において、定款に右のような貢献度の差異を反映させる規定を設けることは許されるというべきであろう。しかし、「払込済出資額に応じて」とのみ規定する被告定款第八条の文言を、そのような趣旨に解釈することには無理があるし、また、被告主張の持分割合計算方法では、例えば、被告の資産が債務超過の状態にあるときに出資した会員の持分割合（本来、一以下の正数として算出されるべきである。）は、当該出資により債務超過の状態が解消される場合には一を超える数値に、債務超過が解消されない場合には負数値になってしまい、そのため既出資者の持分割合も算出不能となってしまうという点で不合理であり、にわかに採用することができない。

4 更に、被告は、種々の払戻額の試算を主張するが、これらは、前記のとおり被告の定款からは導き得ない持分割合の計算方法をとる（前記請求の原因

に対する認否及び被告の主張第2項の①②③⑤）、もしくは、被告の定款による持分払戻請求権が社団財産の分割請求権たる性質を有することを看過し、被告の財産の価額につき、真実の客観的な価額ではなく、損益計算の目的で作成される簿記価額や相続税課税のための財産価額算出方法をとる（同②③⑤）、または、持分割合や被告の財産の価額とは無関係に払戻額を算出するものであり（同④）、いずれも首肯するに足りない。

三 請求原因第5項の事実のうち、原告退会時における原告を含めた被告会員の払込済出資総額が金四五六万三〇九四円であることは当事者間に争いが無い。そこで、右の時点における被告の財産の価額につき検討するに、その積極財産のうち、流動資産が金三億九三〇三万六一〇二円であり、固定資産中の土地の時価が金四三億八〇八八万円、建物の時価が金一〇億二二五六万七〇〇〇円、

無形固定資産が金一六七万一千四百五十五円であり、投資金が金一七九万円であることは、被告がこれを明らかに争わないから自由したものとみなす。

また、土地建物以外の有形固定資産の額について、金七九〇九万六六〇七円の限度で当事者間に争いがなく、原告は、右の金額を含めて金一億六千三百三十三万七千五百円であると主張し、成立につき争いのない乙第一号証にはこれに沿う記載があるが、弁論の全趣旨によれば、右乙第一号証（昭和六三年三月三十一日現在の貸借対照表。）記載の金額は、病室床替、排水設備、電気設備など建物に付加された価値であって建物の時価に含まれているものの額八三二〇万六千四百六十八円が計上されていることが窺われるのであり、右当事者間に争いのない金額を超える土地建物以外の有形固定資産が存すると認めることはできない。

更に、負債の合計額について、金八億四九三五万九千三百二十〇円の限度で当事者間に争いがなく、被告は、右金額の負債以外に、原告との間において成立した裁判上の和解に基づき、昭和六三年三月三十一日、原告に対して退職金及び功労金として計三八〇〇万円の支払債務を負ったと抗弁しており、原告はこれを明らかに争わないから自由したものとみなす。

しかして、前記のとおり、被告定款第八条による持分払戻に際しては、医療事業が存続することを前提とし、なるべく有利にこれを一括譲渡する場合の価額を標準とすべきであって、少なくとも、財産を個々別々に売却した場合の価額を下るものではないというべきところ、以上認定の事実によれば、原告退会時において被告が有していた財産の価額は、積極財産合計五億七千九百四万一千六百四十四円から負債合計八億八千七百九十三万二千〇円を差し引いた金四億九千九百一十六

八万一千八百四十四円を下らないと認められる。

四 以上のとおりであるので、被告が被告定款第八条に基づき原告に対して払い戻すべき金額は、原告退会時における被告の財産の価額金四億九千九百八十八万一千八百四十四円に、原告の持分割合四五万六千三百〇九四分の五〇万を乗じて算出される金五億四千万六千九百二十四万一千七百七十七円であると認められる。

五 請求原因第6項の事実について、成立につき争いのない甲第五号証によれば、原告が債権者、被告が債務者となった東京地方裁判所八王子支部昭和六二年(四)第 号事件の昭和六三年三月三十一日審尋期日において、原告が被告の理事を辞任し、かつ、被告を退会することなどを内容とする裁判上の和解が成立し、右和解の第三項において「債権者の退会に伴う出資金の払戻しについては、別途協議する。」と、同じく第五項において「債権者と債務者間には、第三項記

載の出資金払戻請求債権関係を除き、互いに、他に何らの債権債務のないことを確認する。」と定められたことが認められるところ、右認定の事実及び弁論の全趣旨によれば、原告は、昭和六三年三月三十一日に右裁判上の和解が成立するまでに、被告に対して持分の払戻を請求したが、金額面で折り合いがつかなかったため、これについては右の和解において別途協議する旨を確認するに止めたものと推認される。

したがって、原告の被告に対する持分払戻請求権債権は、昭和六三年三月三十一日までに行われた催告により弁済期が到来し、これを経過したと解される。

六 以上によれば、原告の本訴請求は、被告定款第八条に基づく持分払戻請求権として金五億四千万六千九百二十四万一千七百七十七円及びこれに対する弁済期の翌日である昭和六三年四月一日から支払済みに至るまで民法所定の年五分の割合による遅延損

害金の支払を求める限度において理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法八九条、九二条但書を、仮執行及びその免脱の宣言につき同法一九六条一項、三項をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所八王子支部民事第三部

裁判長裁判官

白石悦穂

裁判官

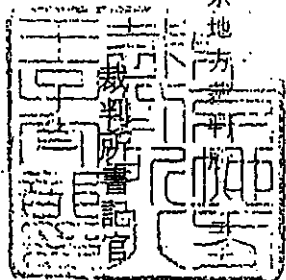
水谷美穂子

裁判官

石橋俊一

右は正本である。

平成六年三月十四日



東京地方

八王子支部民事第三部

浅沼成由

最高裁判所
二二号